

専決処分の報告について

契約の一部変更（金額変更）について、その変更が議会の議決を経た契約金額の1割以内の増額又は減額で、かつ、その増減額が3,000万円を超えない額であるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分をしたので報告します。

1. 契約件名 粕江第一小学校児童増対策工事（校舎増築等工事）（建築工事）
2. 契約年月日 令和2年10月8日
3. 受注者 株式会社 田中建設
4. 変更内容 当初 金279,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
変更 金282,689,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
増額 金3,289,000円
5. 変更理由 地盤改良工事において、掘削の結果、設計で想定したよりも支持地盤が深く、支持地盤まで地盤改良を行う必要があるため、改良杭の深さを設計よりも延長する。
6. 専決処分日 令和3年2月19日